

電子提供措置の開始日：2023年5月25日

第 131 回

定時株主総会 招集ご通知

その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6448/>



At your side.

目 次

● 事業報告

企業集団の現況に関する事項	1 ~ 2 頁
会社の株式に関する事項	3 頁
会社の新株予約権等に関する事項	4 ~ 5 頁
会社役員に関する事項	6 ~ 7 頁
会計監査人に関する事項	8 頁
会社の体制および方針に関する事項	9 ~ 13 頁

● 連結計算書類

連結持分変動計算書	14 ~ 17 頁
連結注記表	18 ~ 48 頁

● 計算書類

貸借対照表	49 頁
損益計算書	50 頁
株主資本等変動計算書	51 ~ 54 頁
個別注記表	55 ~ 62 頁

● 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	63 ~ 64 頁
計算書類に係る会計監査報告	65 ~ 66 頁
監査役会の監査報告	67 ~ 68 頁

企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
プリンティング・アンド・ソリューションズ事業	プリンター、複合機、ラベルプリンター、ラベルライター、スキャナーの製造・販売
マシナリー事業	工作機械、工業用マシン、 ガーメントプリンターの製造・販売
ドミノ事業	産業用プリンティング機器の製造・販売
ニッセイ事業	減速機、歯車の製造・販売および不動産の賃貸
パーソナル・アンド・ホーム事業	家庭用マシンの製造・販売
ネットワーク・アンド・コンテンツ事業	業務用カラオケ機器の製造・販売・賃貸、 コンテンツサービスの提供およびカラオケ店舗の運営
その他事業	上記以外の製品の製造・販売および不動産の販売・賃貸

(注) 当事業年度より、報告セグメントの区分方法を変更しました。

(2) 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	名古屋市瑞穂区
東京支社	東京都中央区
技術開発センター	名古屋市瑞穂区
瑞穂工場	名古屋市瑞穂区
星崎工場	名古屋市南区
桃園工場	名古屋市瑞穂区
刈谷工場	愛知県刈谷市
物流センター	名古屋市南区
港第1倉庫	名古屋市港区

② 重要な子会社

株主様に送付する本招集ご通知31頁「(6) 重要な子会社および企業結合等の状況」をご参照ください。

(3) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業	使用人数	前連結会計年度末比増減
プリンティング・アンド・ソリューションズ事業	28,031名	1,262名（増） ↗
マシナリー事業	1,869名	40名（増） ↗
ドミノ事業	3,240名	93名（増） ↗
ニッセイ事業	928名	2名（減） ↘
パーソナル・アンド・ホーム事業	2,617名	1,027名（減） ↘
ネットワーク・アンド・コンテンツ事業	3,231名	17名（増） ↗
その他事業	1,004名	39名（増） ↗
全社（共通）	733名	16名（増） ↗
合計	41,653名	438名（増） ↗

- (注) 1. 使用人数には、パートタイマー、期間従業員等を含んでおり、臨時使用人（主に派遣社員）は含みません。
2. パーソナル・アンド・ホーム事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて1,027名減少していますが、その主な理由は生産量の変動に伴うものです。
3. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しました。前連結会計年度末のセグメント別数値は、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,890名	23名（増） ↗	43.5歳	14.5年

(注) 使用人数は、受入出向者（15名）を含め、出向者（324名）を除いた期末就業人数で表示しています。

(4) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	15,351百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,233百万円
日本生命保険相互会社	2,647百万円

(注) 上記の他、シンジケートローンとして8,000百万円の借入金残高があります。

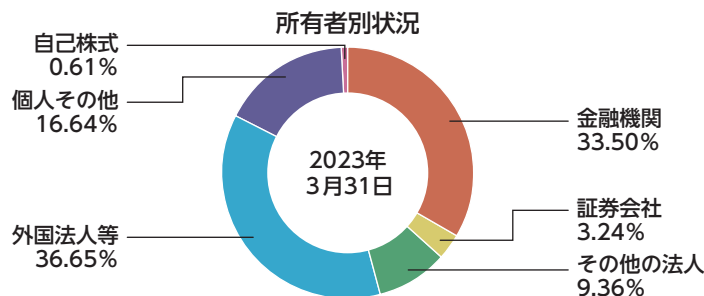
会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 600,000,000株
- ② 発行済株式の総数 256,189,987株
(自己株式1,565,943株を除く)
- ③ 株主数 18,101名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	39,042千株	15.24%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	12,484	4.87
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	11,984	4.68
日本生命保険相互会社	8,848	3.45
株式会社三井住友銀行	5,398	2.11
ブラザーグループ従業員持株会	4,626	1.81
住友生命保険相互会社	4,499	1.76
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,169	1.63
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,118	1.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,041	1.19

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。なお、自己株式 (1,565,943株) には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式 (258,000株) は含んでおりません。

【ご参考】 株式分布状況



会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)

名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	行使の条件	役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)
2007年3月発行新株予約権	2007年2月22日	46個	普通株式 46,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)	2007年 3月20日から 2037年 3月19日まで	(注) 2.	新株予約権の数：7個 目的となる株式数：7,000株 保有者数：1名
2008年3月発行新株予約権	2008年2月28日	651個	普通株式 65,100株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2008年 3月25日から 2038年 3月24日まで	(注) 2.	新株予約権の数：188個 目的となる株式数：18,800株 保有者数：1名
2009年3月発行新株予約権	2009年2月26日	1,145個	普通株式 114,500株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2009年 3月24日から 2039年 3月23日まで	(注) 2.	新株予約権の数：359個 目的となる株式数：35,900株 保有者数：1名
2010年3月発行新株予約権	2010年2月25日	519個	普通株式 51,900株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2010年 3月24日から 2040年 3月23日まで	(注) 2.	新株予約権の数：242個 目的となる株式数：24,200株 保有者数：2名 (注) 3.
2011年3月発行新株予約権	2011年2月28日	432個	普通株式 43,200株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2011年 3月24日から 2041年 3月23日まで	(注) 2.	新株予約権の数：202個 目的となる株式数：20,200株 保有者数：2名 (注) 3.
2012年3月発行新株予約権	2012年2月29日	446個	普通株式 44,600株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2012年 3月24日から 2042年 3月23日まで	(注) 2.	新株予約権の数：282個 目的となる株式数：28,200株 保有者数：3名 (注) 3.
2013年3月発行新株予約権	2013年2月25日	366個	普通株式 36,600株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2013年 3月22日から 2043年 3月21日まで	(注) 2.	新株予約権の数：311個 目的となる株式数：31,100株 保有者数：3名 (注) 3.
2014年3月発行新株予約権	2014年3月4日	308個	普通株式 30,800株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2014年 3月28日から 2044年 3月27日まで	(注) 2.	新株予約権の数：233個 目的となる株式数：23,300株 保有者数：3名 (注) 3.
2015年3月発行新株予約権	2015年2月23日	373個	普通株式 37,300株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2015年 3月19日から 2045年 3月18日まで	(注) 2.	新株予約権の数：214個 目的となる株式数：21,400株 保有者数：3名 (注) 3.
2016年3月発行新株予約権	2016年3月1日	522個	普通株式 52,200株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2016年 3月25日から 2046年 3月24日まで	(注) 2.	新株予約権の数：404個 目的となる株式数：40,400株 保有者数：5名 (注) 3.

名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	行使の条件	役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)
2017年3月発行新株予約権	2017年3月1日	297個	普通株式 29,700株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2017年3月25日から2047年3月24日まで	(注) 2.	新株予約権の数：247個 目的となる株式数：24,700株 保有者数：6名 (注) 3.
2018年3月発行新株予約権	2018年3月1日	283個	普通株式 28,300株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2018年3月27日から2048年3月26日まで	(注) 2.	新株予約権の数：220個 目的となる株式数：22,000株 保有者数：6名
2018年7月発行新株予約権	2018年6月26日	379個	普通株式 37,900株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2018年7月20日から2048年7月19日まで	(注) 2.	新株予約権の数：288個 目的となる株式数：28,800株 保有者数：6名
2019年7月発行新株予約権	2019年6月24日	414個	普通株式 41,400株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2019年7月18日から2049年7月17日まで	(注) 2.	新株予約権の数：334個 目的となる株式数：33,400株 保有者数：6名
2020年7月発行新株予約権	2020年6月24日	391個	普通株式 39,100株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2020年7月18日から2050年7月17日まで	(注) 2.	新株予約権の数：323個 目的となる株式数：32,300株 保有者数：6名
2021年7月発行新株予約権	2021年6月23日	351個	普通株式 35,100株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2021年7月17日から2051年7月16日まで	(注) 2.	新株予約権の数：334個 目的となる株式数：33,400株 保有者数：6名

(注) 1. 新株予約権と引換えに払込は要しません。

2. 左記の行使期間にかかわらず、新株予約権者は当社および当社子会社ならびにそれらがその総株主の議決権の40%以上を有する会社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できます。

3. 上記の新株予約権の数は、当社の執行役員（グループ執行役員を含む）の地位にあったときに付与されたものを含んでいます。

(2) 当期中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

(1) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、優秀な人材の確保ならびに職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担する損害賠償金・争訟費用等を当該保険契約により補填することにしてしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の個人被保険者は、当社および特定の当社子会社の取締役・監査役・執行役員・管理監督を行う従業員です。保険料は当社が全額負担し、各被保険者は保険料を負担していません。

(2) 社外役員に関する事項

① 当社と重要な兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	竹内 敬介	株式会社ゆうちょ銀行	取引関係はありません。
取締役	白井 文	三洋化成工業株式会社	取引関係はありません。
		株式会社ロイヤルホテル	取引関係はありません。
取締役	内田 和成	ライオン株式会社	取引関係はありません。
取締役	日高 直輝	ナプテスコ株式会社	取引関係はありません。
		株式会社トプコン	取引関係はありません。
監査役	山田 昭	スリーフィールズ合同会社	取引関係はありません。
		デンヨー株式会社	取引関係はありません。
監査役	神田 真秋	株式会社アミファ	取引関係はありません。
		株式会社大垣共立銀行	借入の取引関係がありますが、借入金残高は200百万円以下です。
監査役	城野 和也	愛知芸術文化センター	取引関係はありません。
監査役		東レ株式会社	材料仕入等の取引関係がありますが、取引金額は20百万円以下です。

② 当期における社外取締役の主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
竹内 敬介	当期に開催された取締役会12回のうち11回に出席しました。 日揮株式会社の社長および会長を歴任するなど、グローバル企業グループの経営に携わった経歴からの豊富な経験と見識を活かし、当社経営陣から独立した立場および視点から当社取締役会において積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として経営に対する助言、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしました。また、指名委員会委員長および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べました。特に、社長を始めとする取締役候補者の決定等に当たっては、指名委員会委員長として、その検討プロセスにおいて主導的役割を務めました。
白井 文	当期に開催された取締役会12回のすべてに出席しました。 メーカー各社の社外取締役としての経歴に加え、地方行政のトップマネジメントならびに組織のダイバーシティ化を積極的に推進した経歴からの豊富な経験と見識を活かし、当社経営陣から独立した立場および視点から当社取締役会において積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として経営に対する助言、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしました。また、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べました。
内田 和成	当期に開催された取締役会12回のすべてに出席しました。 ボストン・コンサルティング・グループ日本代表としての企業経営にかかわる幅広い知見に加え、各社の社外取締役および社外監査役として企業経営に関わった経歴からの豊富な経験と見識を活かし、当社経営陣から独立した立場および視点から当社取締役会において積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として経営に対する助言、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしました。また、報酬委員会委員長および指名委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べました。特に、取締役の報酬制度改定案等の決定に当たっては、報酬委員会委員長として、その検討プロセスにおいて主導的役割を務めました。
日高 直輝	当期に開催された取締役会12回のすべてに出席しました。 住友商事株式会社の海外拠点責任者ならびに同社副社長を歴任するなど、グローバル企業グループの経営に携わった経歴からの豊富な経験と見識を活かし、当社経営陣から独立した立場および視点から当社取締役会において積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として経営に対する助言、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしました。また、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べました。
宮木 正彦	当期に開催された取締役会12回のすべてに出席しました。 株式会社デンソーの副社長を歴任するなど、グローバル企業グループの経営に携わった経歴からの豊富な経験、実績および見識を活かし、当社経営陣から独立した立場および視点から当社取締役会において積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として経営に対する助言、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしました。また、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べました。

③ 当期における社外監査役の主な活動状況

氏名	出席状況
山田 昭	当期に開催された取締役会12回のすべてに、また監査役会12回のすべてに出席しました。
神田 真秋	当期に開催された取締役会12回のすべてに、また監査役会12回のすべてに出席しました。
城野 和也	当期に開催された取締役会12回のすべてに、また監査役会12回のすべてに出席しました。

各社外監査役は、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っています。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の仕事の執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っています。

会計監査人に関する事項

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	120百万円	1百万円
連結子会社	71百万円	－百万円
合計	191百万円	1百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては有限責任監査法人トーマツ以外の公認会計士または監査法人（当該子会社が存在する国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（当該子会社が存在する国における会社法または金融商品取引法の法律に相当する法令を含む）を受けています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を勘案し、報酬見積の算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 非監査業務の内容

当社の社外向け環境関連ウェブサイトの原稿作成に関する助言業務等です。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により解任します。会計監査人を解任したときは、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していません。

会社の体制および方針に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、企業行動憲章「ブラザーグループグローバル憲章」ならびにブラザーグループとしての「CSR経営」の考えに基づき、企業価値の継続的な向上とすべてのステークホルダーから尊敬される企業グループの基盤を構築するため、以下のとおりブラザーグループの業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。この基本方針は、経営環境の変化等に対応し、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

1) コンプライアンス体制

- ① 役員・使用人等の法令等の順守について、企業行動憲章・ブラザーグループ社会的責任に関する基本原則を定めております。また、取締役会規則・社内規程等を設け、取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっております。
- ② 代表取締役社長（または指名する執行役員）を長とするコンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス専任者を任命して、グループにおけるコンプライアンス活動（教育啓蒙活動、相談通報窓口運営）を統括しております。
- ③ グループ会社の役員・使用人等に対して、コンプライアンスの研修等を実施し、コンプライアンス意識のさらなる浸透を図っております。
- ④ コンプライアンス委員会においてコンプライアンス相談通報窓口を運営し、グループ会社の役員・使用人等からの相談通報を受け付けて、その重要度・緊急度等に応じて対応しております。また、ブラザーグループの経営に重要な影響をおよぼすコンプライアンス上のリスクが発生したもしくは発生が予見された場合には、コンプライアンス委員会において対応方針を協議・決定し、速やかに対応を実施することとしております。
- ⑤ コンプライアンス行動基準において反社会的勢力・団体との関係を遮断する基本方針を示し、外部専門家と連携しながら、不当要求に対して毅然とした姿勢で対応する体制を構築しております。
- ⑥ 本社部門に加え、主要なグループ子会社に法務部門・担当者を設置するとともに、取締役・使用人等へ法令教育活動を必要に応じて行っております。

2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理の体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書等（電子データを含む）で保存し、情報管理委員会を設け、社内規程に従い適切に保存・管理する体制をとっております。また、監査役・内部監査部が文書等の閲覧・複写を求めたときは、いつでもその求めに応じております。

3) リスク管理体制

- ① 代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を設置し、ブラザーグループの総合的なリスク管理体制の整備等を行っております。また、その実施状況については定期的に取締役会に報告を行う体制をとっております。
- ② 事業リスクについては、各部門ならびにグループ子会社のリスク責任者を中心に評価・対応等を行う体制を構築し、また、グループ全般にかかわる重要なリスクについてはリスク管理委員会において評価・対応状況等の管理を行っております。
- ③ リスク管理委員会の下部組織として、コンプライアンス・製品安全・安全保障貿易・情報管理・環境法規・安全衛生・防災・サプライチェーンといった個別リスクについては委員会を設置し、代表取締役社長（または指名する執行役員）が対応責任者として、リスクの把握と遡減、ならびにリスク顕在化時の対応を行っていくリスク管理体制をとっております。特に、製品安全については、より安全な製品をお客様に提供するため、「製品安全に関する基本方針」および「製品安全自主行動計画」を定めております。
- ④ 経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、リスク管理委員長のもと機動的な対応を行う危機管理体制を構築することとしております。
- ⑤ 内部監査部は、代表取締役社長の指示により、当社の各部門・グループ子会社のリスク対応状況を検証し、代表取締役社長・監査役に報告しております。

4) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を設け、業務執行と監督を分離しガバナンス強化を図るとともに、事業部制を採用し、迅速な意思決定と業務執行を行える体制をとっております。
- ② 取締役会は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会において、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。また、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を毎月開催し、ブラザーグループの経営戦略や予算の立案および重要な業務執行の審議等を機動的に行う体制をとっております。
- ③ 取締役会規則・社内規程等を設け、権限委譲・担当業務の範囲の明確化により、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとっております。
- ④ 社内規程・グループ規程を制定し、グループ子会社に対して当社に事前承認すべき事項および報告事項等を定めることにより、グループ子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制をとっております。

5) グループガバナンス体制

- ① 統一的なグループガバナンス体制構築のため、企業行動憲章・グループ規程・社内規程等を定めるとともに、当社における管理部門がグループ子会社各社の重要な業務執行状況を把握する統一的なグループガバナンス体制を構築しております。

- ② 連結財務諸表等の財務報告については、信頼性を確保するための体制整備と運用をグループ全体にわたって推進しております。また、毎年、維持・改善をしております。
- ③ 主要なグループ子会社には当社役員・執行役員・使用人を当該会社の役員として派遣することで、グループ子会社の管理・監督を行っております。
- ④ 監査役・内部監査部によるグループ子会社への定期的な監査実施の体制を構築しております。
- ⑤ グループ子会社自身のガバナンス体制構築のため、組織の構築、社内規程の制定を求めています。

6) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会の要請に応じ、その職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役直属の使用人を数名置いております。

7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および前号の使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役室の人事異動についてはあらかじめ監査役の同意を得て行い、また、その人事評価は監査役が行っております。

8) 監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ブラザーグループの取締役および使用人等が不正の行為、法令・定款に違反する行為およびそのおそれのある事実その他監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、適時に監査役に報告することとしております。また監査役に報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

9) 監査役会の職務の執行について生ずる費用に関する事項

監査役会の立案する監査活動等に必要な費用の計画に基づき、その費用を適時前払または償還しております。また立案された計画以上の費用が必要な場合は、監査役から代表取締役または取締役会への要請に応じて追加します。

10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤の監査役は、戦略会議その他重要な会議・委員会に出席しております。
- ② 監査役は、定期的に、代表取締役社長および他の取締役、執行役員、会計監査人ならびに内部監査部と意見交換を行い、また、グループ子会社監査役と定期的な連絡会を開催するとともに、随時情報交換しております。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前述の基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1) コンプライアンス体制

コンプライアンスを担当する部門が主導し、当社および各グループ子会社における教育啓蒙活動やコンプライアンス相談通報窓口運営を推進しました。なお、当期、コンプライアンス委員会を4回開催しました。

2) リスク管理体制

- ・リスク管理委員会を3回開催し、各部門ならびにグループ子会社のリスク責任者から収集した情報に基づき、ブラザーグループの重要リスクの選定と対応策の検討を行いました。
- ・コンプライアンス・製品安全・安全保障貿易・情報管理・環境法規・安全衛生・防災・サプライチェーンといった個別リスクの各委員会を定期的または臨時に開催し、各リスクの把握と遡減、ならびにリスク顕在化時の対応を行いました。

3) グループガバナンス体制

- ・グループ規程・社内規程等に基づき、関係会社に関する管理項目（事前承認事項・報告事項）について、当社に対し付議・報告がなされ、グループ子会社各社の重要な業務執行状況を把握しております。
- ・当期の計画に従い、国内外のグループ子会社に対し、監査役または内部監査部による監査を実施しました。

4) 取締役等の職務執行

当期は、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を49回開催し、ブラザーグループの経営戦略や予算の立案および重要な業務執行の審議等を機動的に行い、取締役会に適宜報告しました。また、取締役会を12回開催し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行いました。

5) 監査役の職務執行

監査役会で定めた当期の監査計画の基本方針に従い、取締役会、戦略会議およびリスク管理委員会等重要な会議・委員会への出席、ならびに代表取締役社長、他の取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部、グループ子会社の監査役（監査役に相当する者を含む）と定期的に、または随時、意見交換を行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の成長のために必要な内部留保の確保やキャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案しつつ、安定的かつ継続的な株主還元を行うことを基本方針としております。

2023年3月期の配当金につきましては、期末配当を1株当たり34円とし、すでに実施済みの第2四半期末配当（1株当たり34円）とあわせ、2022年3月期から4円の増配となる、1株当たり年間68円の配当といたしました。

2024年度を最終年度とする中期戦略「CS B2024」においては、未来に向けた先行投資を行う一方で、1株当たり年間68円の配当を下限水準とし、業績状況等に応じて配当水準の引き上げを含めた追加的な株主還元を検討します。加えて、自己株式の取得については機動的に実施してまいります。

連結持分変動計算書

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

科目	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
					在外営業 活動体の 換算差額
2022年4月1日時点の残高	19,209	17,866	554,910	△5,428	△25,411
当期利益	—	—	39,082	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	20,449
当期包括利益合計	—	—	39,082	—	20,449
自己株式の取得	—	—	—	△7,022	—
自己株式の処分	—	△112	△51	163	—
自己株式の消却	—	△149	△8,740	8,889	—
配当金	—	—	△17,510	—	—
株式に基づく報酬取引	—	244	—	△136	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	364	—	—
所有者との取引額等合計	—	△17	△25,937	1,895	—
2023年3月31日時点の残高	19,209	17,849	568,055	△3,533	△4,962

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	親会社の所有者に帰属する持分			合計	非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		合計			
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	確定給付負債(資産)の純額の再測定				
2022年4月1日時点の残高	－	－	△25,411	561,146	65	561,211
当期利益	－	－	－	39,082	4	39,086
その他の包括利益	△950	1,314	20,813	20,813	△0	20,813
当期包括利益合計	△950	1,314	20,813	59,896	3	59,900
自己株式の取得	－	－	－	△7,022	－	△7,022
自己株式の処分	－	－	－	0	－	0
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－
配当金	－	－	－	△17,510	△7	△17,518
株式に基づく報酬取引	－	－	－	108	－	108
支配継続子会社に対する持分変動	－	－	－	－	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	950	△1,314	△364	－	－	－
所有者との取引額等合計	950	△1,314	△364	△24,423	△7	△24,431
2023年3月31日時点の残高	－	－	△4,962	596,619	60	596,680

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

前連結会計年度（ご参考）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科目	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
					在外営業 活動体の 換算差額
2021年4月1日時点の残高	19,209	17,652	509,662	△2,477	△60,998
当期利益	－	－	61,030	－	－
その他の包括利益	－	－	－	－	35,586
当期包括利益合計	－	－	61,030	－	35,586
自己株式の取得	－	－	－	△3,009	－
自己株式の処分	－	△54	－	57	－
配当金	－	－	△16,397	－	－
株式に基づく報酬取引	－	117	－	－	－
支配継続子会社に対する持分変動	－	149	－	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	614	－	－
所有者との取引額等合計	－	213	△15,783	△2,951	－
2022年3月31日時点の残高	19,209	17,866	554,910	△5,428	△25,411

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	確定給付負債(資産)の純額の再測定	合計			
2021年4月1日時点の残高	－	－	△60,998	483,050	16,657	499,707
当期利益	－	－	－	61,030	484	61,515
その他の包括利益	△3,216	3,830	36,200	36,200	18	36,219
当期包括利益合計	△3,216	3,830	36,200	97,231	503	97,734
自己株式の取得	－	－	－	△3,009	－	△3,009
自己株式の処分	－	－	－	3	－	3
配当金	－	－	－	△16,397	△249	△16,647
株式に基づく報酬取引	－	－	－	117	－	117
支配継続子会社に対する持分変動	－	－	－	149	△16,845	△16,695
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	3,216	△3,830	△614	－	－	－
所有者との取引額等合計	3,216	△3,830	△614	△19,135	△17,094	△36,230
2022年3月31日時点の残高	－	－	△25,411	561,146	65	561,211

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。ただし、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 106社

主要な連結子会社の名称

ブラザー販売(株)、ブラザーインターナショナル(株)、ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.)、ブラザーインダストリーズ(U.S.A.)、ブラザーインダストリーズ(U.K.)、ブラザーインターナショナル(ヨーロッパ)、兄弟国際(香港)有限公司、(株)エクシング、(株)ニッセイ、ドミノプリンティングサイエンス

なお、新規設立により、ブラザーマシナリー(インド)を連結の範囲に含めております。

さらに、ブラザーインダストリーズテクノロジー(マレーシア)は清算完了により、ブラザーマシナリー(ベトナム)はブラザーインダストリーズ(ベトナム)を存続会社とする吸収合併により、それぞれ連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 7社

主要な会社の名称

昭和精機(株)

(4) 会計方針に関する事項

1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

② 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。

共同支配企業とは、複数の当事者が共同支配により重要な経済活動を行う契約上の取決めに基づいている企業をいいます。

関連会社への投資は持分法により会計処理しております。持分法の下では、投資は当初は原価で計上され、その後は関連会社の純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれており、償却はしていません。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価、非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が識別可能な資産及び負債の正味の公正価値を超過する場合は、その差額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、その差額を直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取得関連コストは、発生時に費用処理しております。

非支配持分は、公正価値又は被取得企業の識別可能資産に対する非支配持分の比例割合で測定しています。この測定方法の選択は取引ごとに行っております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、「測定期間」）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間です。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。段階的に行われる企業結合の場合、以前より保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益で認識しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債及び従業員給付契約に関連する資産又は負債は、国際会計基準第12号「法人所得税」及び国際会計基準第19号「従業員給付」に従って測定しております。
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約を置き換える、当社グループが発行する負債もしくは資本性金融商品は、国際財務報告基準第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しております。
- ・国際財務報告基準第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは当該基準書に従って測定しております。

3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識し、連結損益計算書において「その他の収益」又は「その他の費用」に計上しております。ただし、財務活動に係る換算差額は連結損益計算書において「金融収益」又は「金融費用」に計上しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については著しい変動のない限り平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益に「在外営業活動体の換算差額」として認識しており、累計額は資本の「その他の資本の構成要素」に分類しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として振替えられます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点での在外営業活動体の資産及び負債として換算を行い、換算差額は、その他の包括利益に「在外営業活動体の換算差額」として認識しており、累計額は資本の「その他の資本の構成要素」に分類されます。

4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

資本性金融商品は、原則としてその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるものへの取消不能な指定をしております。公正価値で測定される負債性金融商品は、事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって達成されている場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

実効金利は、当該金融資産の予想残存期間を通じての、将来の現金受取額の見積額を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。実効金利法による利息収益は純損益に認識し、連結損益計算書上「金融収益」に含めて計上しております。償却原価で測定する金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

デリバティブ以外の公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額及び処分損益は純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額及び処分損益はその他の包括利益として認識しており、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、利益剰余金に振替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、連結損益計算書上「金融収益」の一部として純損益に認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品及びリース債権に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、当初認識時と比べた信用リスクの著しい増大の有無を検証しております。なお、当社グループは、特定の金融資産が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していないと評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合又は信用減損金融資産については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。著しく増大していない場合には、12ヶ月間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

なお、営業債権及びリース債権については当初認識時から全期間の予想信用損失を認識しております。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額又は貸倒引当金を減額する場合における、貸倒引当金の戻入額は、連結損益計算書上「その他の費用」又は「その他の収益」に含めて純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識いたします。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、デリバティブ以外のすべての金融負債について、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、デリバティブを除いて直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

デリバティブ以外の金融負債の当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による利息費用は、連結損益計算書上「金融費用」として、認識が中止された場合の利得及び損失は、「その他の収益」又は「その他の費用」に含めてそれぞれ純損益として計上しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書上で純額で表示しております。

④ ヘッジ会計及びデリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は各報告期間の末日の公正価値で再測定されます。

当社グループは、認識されている金融資産と負債及び将来の取引に関するキャッシュ・フローを確定するため、為替予約などのデリバティブを利用しております。グループ内規程に基づき、投機目的、ディーリング目的のデリバティブは保有しておりません。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ目的で保有しているが、ヘッジ会計の要件を満たしていないものもあり、それらについては公正価値の変動は即時に純損益として認識し、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めております。ただし、財務活動に係るデリバティブについての公正価値の変動は連結損益計算書上「金融収益」又は「金融費用」に含めております。なお、キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益として認識しております。

ヘッジの開始時点においては、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、リスク管理目的や様々なヘッジ取引を行うための戦略に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しています。さらに、ヘッジの開始時及び継続的に、ヘッジ手段がヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するのに有効であるかどうかを評価しております。

具体的には、下記項目のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しております。

- (i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- (ii) 信用リスクの影響が、経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- (iii) ヘッジ関係のヘッジ比率が実際に使用しているヘッジ対象とヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであること

ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったとしても、リスク管理目的が変わっていない場合、ヘッジの要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整しております。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するのは、当該予定取引の発生可能性が非常に高い場合に限りです。

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社グループは、ヘッジ会計の手法としてキャッシュ・フロー・ヘッジのみを行っております。

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において即時に純損益として認識しております。

ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が、公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振替えております。

ヘッジ会計を中止する場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、純損益に直ちに振替えております。

5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い金額で計上されます。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産の現在の保管場所及び状態に至るまでに要したすべてのコストを含んでおり、主に加重平均法に基づいて算定されております。

7) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

有形固定資産の取得原価には、当該資産の取得に直接関連するコスト、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・建物及び構築物 3～60年
- ・機械装置 3～20年
- ・工具、器具及び備品 2～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

有形固定資産は、処分時、もしくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

8) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。

当社グループは、投資不動産の測定に「原価モデル」を採用しております。投資不動産の当初認識は取得原価によって行われ、その後は減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。

投資不動産の減価償却は、以下の見積耐用年数にわたり、定額法により計算しております。

建物及び構築物 3～60年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、每期見直しを行い、必要に応じて改定しております。

9) のれん及び無形資産

① のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した取得対価、非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として測定しております。

また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額にて計上しており、償却は行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において純損益として「その他の費用」に含めて計上しており、その後ののれんの減損損失の戻入れは、行っておりません。

② 開発費の資産化

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。開発活動による支出については、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しております。

- (a) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- (c) 無形資産を使用又は売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創設する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上、及びその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

自己創設無形資産の当初認識額は、無形資産が上記の認識条件のすべてを満たした日から開発完了までに発生したコストの合計額であります。償却は、開発に費やした資金が回収されると見込まれる期間（2～5年）で定額法により行い、当該償却累計額及び減損損失累計額を当初認識額より控除した金額で連結財政状態計算書に計上しております。

なお、上記の資産計上の要件を満たさない開発コスト及び研究活動に関する支出は、発生時に費用処理しております。

③ その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。また、企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・ソフトウェア 2～5年
- ・特許権 8～10年
- ・顧客関連資産 15年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数を確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額にて計上しており、償却は行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。

無形資産は、処分時、もしくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

10) 売却目的で保有する非流動資産

当社グループは、継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる非流動資産及び処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約しているものについては、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類し、減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

11) リース

(借手側)

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始時に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(貸手側)

当社グループは、リースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではない場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に、ファイナンス・リースに基づいて所有している資産を連結財政状態計算書に認識し、それらを正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として計上しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

12) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに各資産又は資産が属する資金生成単位（又はそのグループ）に対して、減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が存在する場合は、減損テストを実施しております。減損テストの実施単位である資金生成単位（又はそのグループ）については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位（又はそのグループ）としております。合理的で一貫性のある配分方法が識別できる場合、全社資産についても、個々の資金生成単位に配分されております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、適切な資金生成単位に配分し、減損の兆候に関わらず、少なくとも年1回、又は減損の兆候がある場合にはその都度減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。売却コスト控除後の公正価値の算定については、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に当該超過額を認識しており、連結損益計算書上「その他の費用」に含めて計上しております。資金生成単位（又はそのグループ）に関連して認識した減損損失は、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、のれんの帳簿価額を超過する減損損失については、資金生成単位（又はそのグループ）内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するようにしております。

減損損失の戻入は、過去に認識した減損損失を戻入れる可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻入れる金額は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。

13) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産に関して、その資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入コストはすべて、発生した期間に純損益として認識しております。

14) 従業員給付

① 退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付制度として、確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職給付制度であり、確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。

当社及び一部の連結子会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用を、主として年金数理人により予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定し、連結財政状態計算書上「退職給付に係る負債」として、又は「その他の非流動資産」に含めて計上しております。この計算により積立超過がある場合は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を上限として、資産として計上しております。

また、他の当事者が確定給付制度債務の決済のために必要とされる一部又はすべての支出を補填することがほぼ確実な場合には、当該補填の権利を資産として認識しており、連結財政状態計算書上、「保険積立金」の一部として「その他の非流動資産」に含めて計上しております。

確定給付制度の再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えております。

制度改定又は縮小により生じた確定給付制度債務の現在価値の変動である過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的もしくは推定的な債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積りが可能な場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

③ その他の従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供した労働の対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

15) 株式に基づく報酬

① ストック・オプション制度

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用していましたが、業績連動型株式報酬制度を導入したことに伴い、既に付与されているものを除いて本制度を廃止しております。

② 業績連動型株式報酬制度

当社グループは、取締役等(社外取締役等は除く。)を対象とした持分決済型の株式に基づく報酬制度として、業績連動型株式報酬を導入しております。持分決済型の株式報酬制度では、受領したサービスの対価を株式の付与日における公正価値で測定し、付与日から権利確定期間にわたり費用として認識し、対応する金額を資本の増加として認識しております。

16) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

① 資産除去債務

有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって、当該有形固定資産の除去に関する法令又は契約上の義務を負う場合に、除去に要する将来予想される支出相当額を現在価値に割り引いた金額を連結財政状態計算書上負債として認識するとともに、負債に対応する金額を有形固定資産及び投資不動産の一部として計上しております。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該科目に加算又は控除しております。

② 製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれるアフターサービス費用見込額を過去の実績を基礎として計上しております。なお、製品保証引当金繰入額は、連結損益計算書上「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

17) 売上収益

当社グループでは、IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは主に、プリンター、複合機等の通信・プリンティング機器、工作機械、工業用ミシン、産業用プリンティング機器、減速機及び歯車、家庭用ミシン、業務用通信カラオケシステム等の販売を行っており、このような物品販売においては、通常は製品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。これらの製品に関連するコンテンツサービス・保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、これらの役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

18) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な保証がある場合は、補助金収入を公正価値で測定し、認識しております。発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ報告期間に収益として計上しております。資産の取得に対する補助金は、繰延収益として認識し、関連する資産の耐用年数にわたって純損益に認識しております。

19) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社及び関連会社並びに共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・ 子会社及び関連会社並びに共同支配企業に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されません。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度よりグループ通算制度を適用しております。

20) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

21) 株主資本

(普通株式)

普通株式は資本に分類し、「資本金」及び「資本剰余金」として連結財政状態計算書に計上しております。普通株式及びストック・オプションの発行に直接関連して発生したコストは資本剰余金から控除しております。

(自己株式)

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本剰余金として認識されません。

22) 配当

配当金については、取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

23) 公正価値の測定

特定の資産又は負債は、公正価値によって測定しております。当該資産又は負債の公正価値は、市場価格等の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出技法に基づき、決定されております。

公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

レベル3に分類された金融商品の公正価値の測定は、グループ会計方針に準拠して、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しております。各報告期間の末日において実施した金融商品の公正価値の測定結果は、上位役職者によるレビュー及び承認を得ております。

(5) 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下の通りであります。

- ・連結の範囲（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 1）連結の基礎」）
- ・収益の認識と測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 17）売上収益」）
- ・営業債権その他の受取勘定の回収可能性（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 4）金融商品」及び「4. 金融商品に関する注記」）
- ・棚卸資産の評価（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 6）棚卸資産」）
- ・固定資産の耐用年数及び残存価額の見積り（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 7）有形固定資産～11）リース」及び注記「5. 投資不動産に関する注記」）
- ・使用権資産のリース期間（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 11）リース」）
- ・有形固定資産、使用権資産、無形資産（のれんを含む）及び投資不動産の減損（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 12）非金融資産の減損」及び注記「2. 連結財政状態計算書に関する注記（2）資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額」及び注記「6. のれんの減損に関する注記」）
- ・金融商品の公正価値（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 4）金融商品、23）公正価値の測定」及び注記「4. 金融商品に関する注記」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 19）法人所得税」）
- ・引当金の認識と測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 16）引当金」）
- ・確定給付制度債務の測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 14）従業員給付」）

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	1,948百万円
その他の金融資産	20百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	279,645百万円
使用権資産	5,523百万円
のれん及び無形資産	185,933百万円
投資不動産	5,523百万円

(3) 偶発債務

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	262,220千株	－千株	4,464千株	257,755千株

(注) 普通株式の株式数の減少4,464千株は、2022年8月5日開催の取締役会において決議された自己株式の消却による減少4,464千株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	3,683千株	3,042千株	4,553千株	2,172千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,042千株は、2022年2月1日開催の取締役会において決議された自己株式の取得による増加3,031千株、及び持分法適用関連会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分9千株、単元未満株式の買取による増加1千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,553千株は、2022年8月5日開催の取締役会において決議された自己株式の消却による減少4,464千株、ストック・オプションの行使による減少89千株、単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少0千株であります。

3. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式258千株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2022年5月18日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 8,801百万円
- ・1株当たり配当金額 34円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月2日

2022年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 8,708百万円
- ・1株当たり配当金額 34円
- ・基準日 2022年9月30日
- ・効力発生日 2022年11月30日

(注) 2022年11月9日取締役会決議による配当金の総額には、
役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの（2023年5月17日開催の取締役会における決議）

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 8,710百万円
- ・1株当たり配当金額 34円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月2日

(注) 2023年5月17日取締役会決議による配当金の総額には、
役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 696,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。また、投資計画に照らして、必要な資金を長期借入金及により調達しております。

営業債権及びその他の債権に含まれる受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、その他の金融資産に含まれる公正価値で評価される金融商品については、四半期ごとに公正価値の把握を行っております。

なお、デリバティブは経理規程に従い、ヘッジするリスクの対象の取引の元本の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における金融商品の帳簿価額及び公正価値については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産		
償却原価で測定する金融資産		
(1) 現金及び現金同等物	119,042	119,042
(2) 営業債権及びその他の債権	123,260	123,260
(3) その他の金融資産	19,140	19,110
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
(4) その他の金融資産	5,911	5,911
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品		
(5) その他の金融資産	15,312	15,312
負債		
償却原価で測定する金融負債		
(6) 営業債務及びその他の債務	82,755	82,755
(7) 社債及び借入金	37,423	37,425
(8) その他の金融負債	31,732	31,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
(9) その他の金融負債	760	760

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

((1)現金及び現金同等物、(2)営業債権及びその他の債権、(3)その他の金融資産、(6)営業債務及びその他の債務、(8)その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。その他については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値等により算定しております。公正価値の測定ではレベル2に分類しております。

((4)その他の金融資産、(5)その他の金融資産、(9)その他の金融負債)

上場株式及び社債の公正価値については、期末日の市場価格によって算定し、公正価値の測定では活発な市場が存在するか否かによりレベル1又はレベル2に分類しております。非上場株式等の公正価値については主としてマルチプル法又は時価純資産法により算定し、公正価値の測定ではレベル3に分類しております。非上場株式の公正価値測定にあたっては、評価倍率等の観察可能でないインプットを用いております。レベル3の金融商品に係る公正価値の測定は、関連する社内規程に従い実施しております。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。また、公正価値の測定結果については上位役職者のレビューを受けております。経常的に公正価値で測定されるレベル3に分類される金融商品の公正価値の測定に関する重要な観察可能でないインプットは、EBIT倍率及び純資産倍率であります。当連結会計年度の公正価値の測定に用いられたEBIT倍率は6.2倍～18.1倍であり、純資産倍率は0.5倍～3.0倍であります。公正価値はEBIT倍率又は純資産倍率の上昇（低下）により増加（減少）します。

レベル3に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

デリバティブ等は、取引先金融機関等から提示された金利及び為替等の観察可能な市場データに基づいて算定しております。観察可能な市場データを利用して公正価値を算出しているため、公正価値の測定ではレベル2に分類しております。

((7)社債及び借入金)

社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。観察可能な市場データを利用して公正価値を算出しているため、公正価値の測定ではレベル2に分類しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

① 経常的に公正価値で測定されている金融商品

a. 公正価値ヒエラルキー

当連結会計年度（2023年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	－	1,305	4,605	5,911
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	13,885	－	1,427	15,312
合計	13,885	1,305	6,033	21,224
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債	－	760	－	760
合計	－	760	－	760

b. レベル3の金融資産の増減

レベル3に分類された公正価値で測定される金融商品の当期首から当期末までの変動は、以下の通りであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	決算日時点での公正価値測定		
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
期首残高	3,825	1,541	5,366
利得及び損失合計	216	△105	111
純損益（注）1	216	—	216
その他の包括利益（注）2	—	△105	△105
購入	1,018	1	1,020
売却等	—	△10	△10
外貨換算差額	16	0	16
その他	△471	0	△471
期末残高	4,605	1,427	6,033

（注）1. 純損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの利得及び損失は、連結損益計算書の「その他の収益」及び「その他の費用」に含まれております。これらの利得及び損失のうち、当連結会計年度末において保有する金融資産に係るものは、216百万円であります。

2. その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。

② 公正価値で測定されていない金融商品

公正価値で測定されていない金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の金融資産	－	19,110	－	19,110
合計	－	19,110	－	19,110
負債：				
社債及び借入金	－	37,425	－	37,425
その他の金融負債	－	31,732	－	31,732
合計	－	69,157	－	69,157

5. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、名古屋市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
6,217	17,738

- (注) 1. 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 投資不動産の公正価値は、主として、独立の外部鑑定人による評価に基づいて、類似資産の取引価格を反映した市場取引価格等に基づき算定した金額であります。

6. のれんの減損に関する注記

当社グループは、のれんについて、每期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。

減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位（又はそのグループ）に配分しております。

のれんの帳簿価額の資金生成単位別内訳は以下の通りであります。

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	百万円
ドミノ	70,373
その他	467
合計	70,840

当連結会計年度において実施した減損テストの結果、ドミノ事業セグメントにおいて認識したのれんの減損損失の金額は10,625百万円です。主に金利上昇に伴う割引率の上昇により回収可能価額が減少したためです。

なお、ドミノ事業におけるのれんの使用価値は、経営者が承認した今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前加重平均資本コスト（WACC）により現在価値に割引いて算定しております。使用価値の算定に使用した税引前の割引率は、当連結会計年度において12.21%です。

将来キャッシュ・フローは、各製品が販売される市場において予測される市場の長期平均成長率等を基に見積っております。事業の継続価値を算定するために使用した成長率は、当連結会計年度において3.4%～5.8%です。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

主たる地域市場と報告セグメントとの関連は以下の通りであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	報告セグメント							合計
	プリンティング・ アンド・ ソリューションズ	マシナリー	ドミノ	ニッセイ	パーソナル ・アンド・ ホーム	ネットワーク・ アンド・ コンテンツ	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
国内（日本）	34,984	12,097	4,053	15,397	2,898	34,769	11,563	115,764
米州	197,487	14,831	27,510	3,835	31,641	71	－	275,378
欧州	154,342	7,905	36,330	68	11,240	－	－	209,887
アジア他	66,003	23,985	23,229	2,049	4,552	182	0	120,001
中国	43,908	37,584	9,705	2,135	671	231	0	94,236
収益合計	496,726	96,404	100,830	23,485	51,004	35,254	11,563	815,269
リース	19	-	2,847	139	-	7,327	1,463	11,797
IFRS第15号 売上収益	496,707	96,404	97,982	23,345	51,004	27,927	10,099	803,471

(注) 売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。

当社グループの製品は、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客への製品の納品時、検収時、または契約の諸条件などに基づき収益を認識しております。これらの製品に関連する保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、当該役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じた収益を認識しております。また、販売数量や販売金額などの一定の目標の達成を条件としたリベートなどを付けて販売する場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベートなどの見積りを控除した金額で算定しております。リベートなどの見積りは過去の実績などで算定しており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下の通りです。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	2022年4月1日	2023年3月31日
	百万円	百万円
顧客との契約で生じた債権	103,236	123,480
契約負債	9,408	8,606

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは7,958百万円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(注) 1. 契約負債は主に、顧客からの前受金に関連するものであります。

2. 契約負債について重要な変動はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格の総額に重要性はありません。

なお、当社グループでは、IFRS第15号第121項を適用し、契約期間が1年以内もしくはIFRS第15号第B16項の実務上の便法を適用する取引を開示対象外としております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当社グループはIFRS第15号第63項の実務上の便法を適用し、顧客に財またはサービスを提供した時点から対価の支払が1年以内に行われる場合には、顧客と約束した対価について重大な金融要素の調整を行っていません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	2,334円34銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	152円67銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	152円22銭

(注) 1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定において、役員報酬B I P信託が保有する当社株式258,000株を自己株式として処理していることから、加重平均株式数の算定において当該株式数を控除しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	94,525	100,582
現金及び預金	8,481	25,450
グループ預け金	2,648	4,145
受取手形	2,267	1,633
売掛金	40,624	40,185
棚卸資産	17,722	16,232
前払費用	2,738	2,437
未収消費税等	4,668	3,757
未収還付法人税等	7,811	－
その他	8,234	7,337
貸倒引当金	△671	△597
固定資産	429,299	419,113
有形固定資産	41,867	39,901
建物	21,819	19,052
構築物	1,181	1,184
機械及び装置	6,762	3,908
車両及び運搬具	99	84
工具、器具及び備品	6,511	6,204
土地	5,035	5,035
建設仮勘定	457	4,432
無形固定資産	12,518	10,166
ソフトウェア	10,281	8,470
その他	2,236	1,695
投資その他の資産	374,913	369,045
投資有価証券	16,396	17,045
関係会社株式	324,410	320,167
関係会社出資金	22,759	22,759
前払年金費用	7,393	5,695
その他	3,962	3,387
貸倒引当金	△10	△10
資産合計	523,824	519,696

科目	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	125,142	104,645
買掛金	31,281	27,760
グループ預り金	27,450	12,879
短期借入金	25,292	9,283
1年内返済予定の長期借入金	19,997	20,134
未払金	4,698	4,199
未払費用	10,411	10,202
未払法人税等	－	11,737
賞与引当金	4,471	5,599
役員賞与引当金	74	143
製品保証引当金	345	188
その他	1,119	2,517
固定負債	4,449	23,604
長期借入金	－	19,997
長期未払金	653	297
繰延税金負債	1,518	1,294
資産除去債務	368	137
長期預り敷金保証金	725	727
株式給付引当金	137	－
その他	1,046	1,150
負債合計	129,592	128,250
(純資産の部)		
株主資本	387,137	383,458
資本金	19,209	19,209
資本剰余金	16,114	16,118
資本準備金	16,114	16,114
その他資本剰余金	－	3
利益剰余金	355,581	353,812
利益準備金	4,802	4,802
その他利益剰余金	350,778	349,009
固定資産圧縮積立金	3,311	3,513
別途積立金	217,000	217,000
繰越利益剰余金	130,467	128,496
自己株式	△3,768	△5,681
評価・換算差額等	6,075	6,863
その他有価証券評価差額金	6,075	6,863
新株予約権	1,019	1,124
純資産合計	394,232	391,445
負債純資産合計	523,824	519,696

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

(前事業年度(ご参考)は、監査対象外です。)

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
売上高	463,063	417,368
売上原価	408,208	309,915
売上総利益	54,855	107,452
販売費及び一般管理費	65,429	74,073
営業利益	△10,573	33,378
営業外収益	39,805	48,456
受取利息及び受取配当金	38,094	45,926
デリバティブ評価益	920	1,320
その他	791	1,208
営業外費用	1,883	3,003
支払利息	449	426
為替差損	742	1,537
貸倒引当金繰入額	74	597
その他	617	442
経常利益	27,348	78,831
特別利益	34	98
固定資産売却益	17	14
投資有価証券清算益	17	83
特別損失	1,089	518
固定資産売却損	0	3
固定資産除却損	367	205
減損損失	279	—
関係会社株式評価損	—	299
投資有価証券評価損	443	9
税引前当期純利益	26,292	78,411
法人税、住民税及び事業税	△2,368	14,426
法人税等調整額	572	△1,228
当期純利益	28,088	65,213

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

(前事業年度 (ご参考) は、監査対象外です。)

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

科目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金		
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	19,209	16,114	3	4,802	3,513	217,000	128,496
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△17,510
固定資産圧縮積立金の取崩					△202		202
当期純利益							28,088
自己株式の取得							
自己株式の処分			76				
自己株式の消却			△80				△8,809
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	△3	－	△202	－	1,971
当期末残高	19,209	16,114	－	4,802	3,311	217,000	130,467

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△5,681	383,458	6,863	1,124	391,445
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△17,510			△17,510
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		28,088			28,088
自己株式の取得	△7,654	△7,654			△7,654
自己株式の処分	678	755			755
自己株式の消却	8,889	－			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△788	△104	△892
事業年度中の変動額合計	1,913	3,679	△788	△104	2,786
当期末残高	△3,768	387,137	6,075	1,019	394,232

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

前事業年度（ご参考）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金		
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	19,209	16,114	－	4,802	3,721	217,000	79,472
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△16,397
固定資産圧縮積立金の取崩					△207		207
当期純利益							65,213
自己株式の取得							
自己株式の処分			3				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	3	－	△207	－	49,023
当期末残高	19,209	16,114	3	4,802	3,513	217,000	128,496

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△2,730	337,590	9,651	1,064	348,306
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△16,397			△16,397
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		65,213			65,213
自己株式の取得	△3,005	△3,005			△3,005
自己株式の処分	54	57			57
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△2,788	60	△2,727
事業年度中の変動額合計	△2,951	45,867	△2,788	60	43,139
当期末残高	△5,681	383,458	6,863	1,124	391,445

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～12年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

特許権 8年

ソフトウェア 2～5年

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれるアフターサービス費用見込額を過去の実績と個別見積額に基づき計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

⑥株式給付引当金

株式交付規則に基づく取締役及び執行役員（社外取締役、非常勤の取締役及び国内非居住者を除く）への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。通貨金利スワップ取引について一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合には一体処理を、金利スワップ取引について特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
通貨金利スワップ取引	外貨建借入金
金利スワップ取引	借入金

③ヘッジ方針

通貨金利スワップ取引に関しては為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためのものであります。金利スワップ取引に関しては、金利変動リスクを回避するためのものであります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を判断しております。

なお、一体処理の要件を満たしており、一体処理によっている通貨金利スワップ取引及び特例処理の要件を満たしており、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は主に、プリンター、複合機等の通信・プリンティング機器、工作機械、工業用ミシン、産業用プリンティング機器、減速機及び歯車、家庭用ミシン、業務用通信カラオケシステム等の販売を行っており、このような物品販売においては、通常は製品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。これらの製品に関連するコンテンツサービス・保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、これらの役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針98項の要件を満たすものについては、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②グループ通算制度の適用

当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。

2. 重要な会計上の見積り

ドミノプリンティングサイエンス株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

表示場所	当事業年度
貸借対照表：関係会社株式	195,579

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ドミノプリンティングサイエンス社の株式の評価を行うにあたり、株式の実質価額を算出し、実質価額が著しく低下し回復の可能性が見込めない状況にないことを確認しております。実質価額の算定にあたっては、超過収益力等を反映しており、超過収益力は、連結計算書類に計上されているドミノ事業に係るのれんと同様の経営者の見積要素が含まれます。(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 注記事項6. のれんの減損に関する注記」の内容と同一であります。

3. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、次の通りであります。

商品及び製品	4,859百万円
仕掛品	2,873
原材料及び貯蔵品	9,990
合計	17,722

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 135,931百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	42,839百万円
② 短期金銭債務	65,232

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	402,261百万円
(2) 仕入高	333,429
(3) その他営業費用	14,612
(4) 営業取引以外の取引高	47,239

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	3,344千株	3,032千株	4,553千株	1,823千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,032千株は、2022年2月1日開催の取締役会において決議された自己株式の取得による増加3,031千株、及び単元未満株式の買取による増加1千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,553千株は、2022年8月5日開催の取締役会において決議された自己株式の消却による減少4,464千株、ストック・オプションの行使による減少89千株、単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少0千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券等評価損	8,644百万円
減価償却費	2,056
賞与引当金	1,368
税務上の繰越欠損金	1,018
退職給付信託設定有価証券	720
未払費用	425
棚卸資産評価損	407
未払金	334
製品保証引当金	105
その他	1,175
繰延税金資産小計	16,256
評価性引当額	△8,921
評価性引当額小計	△8,921
繰延税金資産合計	7,335
繰延税金負債	
退職給付信託返還有価証券	△2,464
前払年金費用	△2,262
その他有価証券評価差額金	△2,227
固定資産圧縮積立金	△1,459
未収還付事業税	△386
その他	△52
繰延税金負債合計	△8,853
繰延税金負債の純額	△1,518

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当社は、当事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)を適用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ブラザーインターナショナル コーポレーション (U.S.A.)	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S、P&H、 マシナリー事 業製品の販売	136,300	売掛金	8,387
子会社	ブラザーインターナショナル (ヨーロッパ)	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S事業 製品の販売	107,440	売掛金	10,160
子会社	兄弟高科技 (深圳) 有限公司	所有 間接 100%	当社製品の仕入	P&S事業 製品の購入	51,346	買掛金	3,829
子会社	ブラザーインダストリーズ (フィリピン)	所有 直接 100%	当社製品の仕入	P&S事業 製品の購入	73,042	買掛金	5,060
子会社	ブラザーインダストリーズ (ベトナム)	所有 直接 100%	当社製品の仕入	P&S事業 製品の購入	146,351	買掛金	10,263
子会社	ブラザー販売(株)	所有 直接 100%	当社製品の販売 資金の貸借	P&S、P&H、 マシナリー事 業製品の販売	23,749	売掛金	1,840
				資金の預り (注)3,4	6,621	グループ 預り金	7,021
				利息の支払	1	—	—
子会社	ブラザーインターナショナル(株)	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S、P&H 事業製品 の販売	50,748	売掛金	3,819
子会社	ブラザーファイナンス (U.K.)	所有 直接 100%	資金の貸借	資金の預入 (注)5	12,988	グループ 預け金	2,648
				利息の受取	336	—	—
子会社	兄弟 (中国) 商業有限公司	所有 直接 100%	当社製品の販売 資金の貸借	P&S、P&H 事業製品 の販売	27,349	売掛金	1,601
				資金の借入 (注)3,4	8,987	短期 借入金	10,292
				利息の支払	161	—	—
子会社	ブラザー不動産(株)	所有 直接 100%	不動産関連の取引	建物等 の購入等	4,116	未払金	735

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 事業の種類別セグメントの名称を、以下の通り省略しております。
P&S：プリンティング・アンド・ソリューションズ P&H：パーソナル・アンド・ホーム
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
 3. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保・保証の差入はありません。
 4. 資金の借入及び預りの取引金額は、期中平均残高であります。
 5. 資金の預入については、資金決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみ記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,536円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 109円58銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

ブラザー工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河嶋 聡 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増見 彰 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北岡 宏 仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブラザー工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ブラザー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

ブラザー工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河嶋 聡 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増見 彰 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北岡 宏 仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブラザー工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第131期事業年度に係る取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年（令和5年）5月15日

ブラザー工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	小川和之	Ⓔ
監査役（常勤）	大林啓造	Ⓔ
監査役	山田昭	Ⓔ
監査役	神田真秋	Ⓔ
監査役	城野和也	Ⓔ

(注) 監査役 山田昭、神田真秋、城野和也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上